

## 福崎町事業者緊急支援事業のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の事業継続を支援するため、福崎町内で道路旅客運送業、自動車運転代行業、宿泊業、酒類卸売業、イベント関連業を営んでいる事業者のうち、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に深刻な影響を受けている者に対し、事業者緊急支援事業補助金を交付します。

### 対象事業者及び補助要件

対象事業者	●福崎町内に事業所もしくは店舗等を有し、下記の事業を営む事業者	
	道路旅客運送業	道路運送法第4条第1項の規定により旅客自動車運送事業の許可を受けている者
	自動車運転代行業	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条第1項の規定により認定を受けている者
	宿泊業	旅館業法第3条第1項の規定により旅館業の営業の許可を受けている者
	酒類卸売業	酒税法第9条第1項の規定により酒類卸売業の免許を受けている者
	イベント関連業	主たる業務がイベントに関連するサービス業
	※注意 ①給与等の主たる収入がある場合など、副業は対象外 ②税法上の被扶養者や事実上扶養されている者は対象外 ③町税に滞納がない者	
補助要件	次の各号のいずれかに該当する場合に、補助金を支給する。 <u>ただし、他の補助金等を受給している場合は、その受給額を全て含めた額を売上高として計上すること。</u>  ①令和3年4月から同年12月までの任意の連続する3ヶ月の平均売上高が前年もしくは前々年の同期間の平均売上高と比較して <u>20%以上減少</u> していること。 ②売上高の前年もしくは前々年比較が困難である場合は、令和3年4月から同年12月までの任意の連続する3ヶ月の平均売上高が令和3年3月以前の任意の連続する3ヶ月の平均売上高と比較して <u>20%以上減少</u> していること。	





## 補助金額

補助金額	補助金は業種ごとに異なり、下記のとおりとする。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路旅客運送業</li> <li>●自動車運転代行業</li> </ul>	<p>町内の事業所に配置する車両台数（令和3年10月1日時点）に以下の金額を乗じた額。ただし、算定額が30万円を超える場合は補助金額は30万円とする。</p> <p>タクシー・運転代行車両： <b>1台につき3万円</b></p> <p>貸切バス等・介護タクシー： <b>1台につき5万円</b></p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●宿泊業</li> <li>●酒類卸売業</li> <li>●イベント関連業</li> </ul>	<p><b>1事業者につき一律30万円</b></p> <p>※ただし、令和元年に対する令和2年の年間の売上減少額を上限とする。</p>

## 申請について

申請期間	<b>令和3年10月25日（月）から令和4年2月10日（木）まで</b> ※郵送必着
申請書類	<p>①福崎町事業者緊急支援事業補助金交付申請書兼請求書</p> <p>②各業種の許可書等のコピー（イベント関連業を除く）</p> <p>③確定申告書のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の場合 直近の法人税の確定申告書別表一の控え</li> <li>・個人事業主 令和2年分の所得税の確定申告書第一表の控え</li> </ul> <p>④売上減少となった期間及び比較期間の売上台帳等のコピー</p> <p>⑤令和元年と令和2年の年間売上高が分かる書類のコピー</p> <p>⑥納税証明書（指定様式）※役場税務課で発行、要手数料300円</p> <p>⑦車両・店舗等の写真</p> <p>⑧道路旅客運送業、自動車運転代行業の場合、該当車両の車検証のコピー</p> <p>⑨申請者と同一名義の口座番号・名義が分かる預金通帳の見開きのページのコピー</p> <p>⑩本人確認ができるもの（個人事業主の方のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証のいずれかのコピー</li> </ul> <p>◆すべての提出書類はA4サイズに揃えて、記名・押印してください。</p>
申請受付 場所・方法 お問合せ先	<p>【提出先（郵送）】 〒679-2280 福崎町南田原 3116-1</p> <p>福崎町役場 地域振興課（平日8:30~17:15） TEL 0790-22-0560(代表)</p> <p>※新型コロナウイルス感染症対策のため郵送での申請にご協力をお願いします。</p>

